



(添付書類)

1 高等職業訓練促進給付金

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は正本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年(1月から7月までに申請する場合は、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長の証明書
- (3) 第6条第1項第1号に該当する場合は、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の、高等技能訓練促進費の請求を申請する月の属する年度(4月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年度)分の市町村民税に係る納税証明書等
- (4) 修業している養成機関の長が証明する在籍証明書
- (5) 修業している養成機関の長が証明する単位取得証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 高等職業訓練修了支援給付金

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるもの)及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるもの)
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年(1月から7月までに申請する場合は、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長の証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)の状況を証明できるもの)
- (3) 第6条第2項第1号に該当する場合は、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度)の状況を証明できるもの)
- (4) 修業した養成機関の長が証明する修了証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類